

防火管理者を変更される場合には届出が必要です!!

登録日：2020年5月8日

消防本部 予防課

防火管理者の選任・解任届出について

人事異動等により、防火管理者が変更になる場合は、前任者を解任、新たな者を選任し届出をする必要があります。管理権原者（代表取締役等）は、資格を有する管理、監督的な地位にある者から防火管理者を選任し、「**防火管理者選任（解任）届出書**」を2部提出してください。



消防計画の作成（変更）届出について

事業所組織の改変（防火管理者の変更等）や建物の増改築など、防火管理に影響が生ずるような状況の変化があった場合は、速やかに消防計画を変更し、「**消防計画作成（変更）届出書**」を2部提出してください。

